

第1章

計画策定に当たって

第1章 計画策定に当たって

1 地域福祉計画の趣旨

(1) 計画の変遷

座間市地域福祉計画は、平成16年度に第一期（5か年）を策定し、第三次座間市総合計画後期基本計画及び座間市福祉プランに掲げた「地域福祉の充実」の理念に基づき、保健・医療・福祉分野の個別計画である「座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「座間市障害福祉計画」「ざま母子保健計画」と整合させながら、様々な分野の計画とも整合するよう努めてきました。

その後、座間市福祉プランに合わせるため地域福祉計画（第一期）を平成22年度まで計画期間を2年延長し、平成23年度に第二期（5か年）、平成28年度に第三期（5か年）を策定しました。直近の第三期では、避難行動要支援者、生活困窮者自立支援、地域包括ケアシステムを追加するなど、時代の流れ、国や県の動向を踏まえて地域福祉の充実に努めているところです。

(2) 計画の在り方

地域福祉の推進に当たっては、何よりも市民の主体的な参加が欠かせないため、本計画は行政計画でありながら、市民と行政の協働による新しい福祉の在り方を示すという性格を持っています。

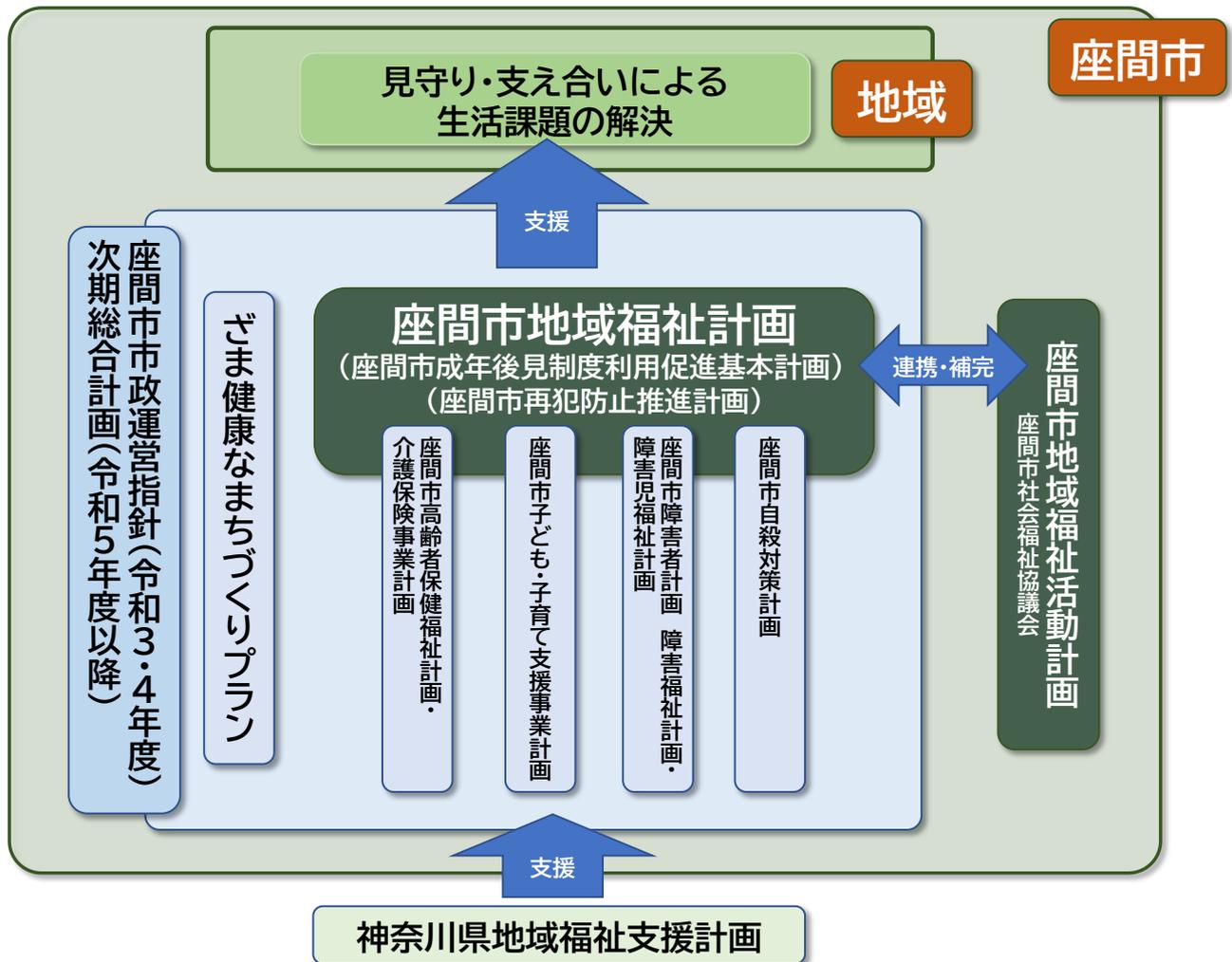
2 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、第四次座間市総合計画を基本として策定した座間市市政運営指針の政策2「支え合い 思いやりに満ちた やすらぎのまち」を実現するため、地域福祉の将来像や基本方針を定めるものです。

また、平成29年に厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」では、市は地域福祉の推進のため、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の相互協力が円滑に行われ、支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるとされ、併せて、計画を地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載するいわゆる上位計画として位置付けるとされています。

なお「神奈川県地域福祉支援計画」では基本目標として「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現～誰もが安心して暮らせる地域社会づくり～」を掲げ「ひとづくり」「地域（まち）づくり」「しくみづくり」を支援策の柱としており、「神奈川県地域福祉支援計画」の趣旨も踏まえつつ計画を策定します。



(2) 成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画の位置付け

本計画の「第3章 施策の展開 基本目標2 地域福祉を支える体制づくり 施策2-4 権利擁護の充実・成年後見制度の利用促進」を成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）第14条第1項に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け、本市における成年後見制度の利用促進について基本的な考え方を示します。

また「第3章 施策の展開 基本目標2 地域福祉を支える体制づくり 施策2-5 再犯防止の取組」を、再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置付け、地域福祉計画に盛り込むことで、一体的な支援体制を構築します。

3 計画の期間

地域福祉計画（第四期）は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5か年を計画期間とします。

なお、計画期間中は、取組の評価などの進行管理を行うとともに、社会経済状況の変化に応じて見直していくものとします。

地域福祉計画と関連する計画の計画スケジュール

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
座間市地域福祉計画 (座間市成年後見制度利用促進基本計画・座間市再犯防止推進計画)	第三期		第四期 (座間市成年後見制度利用促進基本計画・座間市再犯防止推進計画)				
座間市総合計画	第四次		座間市市政運営指針	次期総合計画			
座間市障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画	第五期・第一期		第六期・第二期		第七期・第三期		
座間市子ども・子育て支援事業計画	第1期		第2期				第3期
座間市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第7期		第8期		第9期		
座間市自殺対策計画	第1期				第2期		

社会福祉協議会が策定する計画

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
座間市地域福祉活動計画	第3次		第4次				

4 地域福祉計画（第四期）策定に向けて

(1) 背景

少子高齢化が全国的に進み、社会保障費が増加する中、介護保険制度改革、子ども・子育て支援法の施行、生活保護法の改正、生活困窮者自立支援法に基づく支援体制の整備などが進められ、本市でも、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立して生活することができる仕組みづくりに向けた、地域包括ケアシステムの構築、地域の輪の中で全ての人が安心して子育てをすることができるような環境の整備などに積極的に取り組んできました。

しかし、現代の社会において、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクは複雑化、多様化しており、貧困、8050問題¹、育児と介護のダブルケア、社会的孤立、ひきこもり、虐待、頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難、周囲が気付いていても対応がわからないなど、深刻な課題も多くあります。また、新たな感染症の流行をきっかけに顕在化した課題や、急激な状況の変化から生じた課題など、これまでにない課題も生じています。

これらの課題に対して必要とされる支援は様々であり、高齢者、障がい者、子ども、ひとり親家庭、低所得者などの従来の類型化に基づく捉え方からの支援では、行政側の支援が縦割りになり、包括的な支援が届きにくい場合があることから、平成29年度から、市では様々な困りごとに対して関係部署を横断的につなぐ、包括的な支援体制の整備に取り組んでいます。

「福祉」というとき、高齢者、障がい者、児童などといった対象者ごとに分かれた「行政などによるサービスの提供」をイメージしがちですが、本来の「福祉」という言葉は、「幸せ」や「豊かさ」を意味しています。

私たちが住んでいる地域を見渡すと、一人ひとりが様々な境遇で生活しており、その誰もが幸せになりたいと願っています。

しかし、令和元年に行った市民アンケート調査では、「福祉」に関心がある人の割合が20～30歳代で低く、福祉に関心がない理由は「今のところ自分にはあまり関係ないから」が42.8%を占めています。

このことは「福祉は高齢者のもの」という考え方の一端が現れており、「高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった対象者ごとに分かれた、行政などによるサービスの提供」という福祉のイメージにも通じている可能性があることと捉え、市は地域福祉の当事者意識が十分には醸成されていないことを懸念しています。

また、社会的つながりの脆弱化、近隣関係の希薄化により、個人や世帯が抱える課題の発見の遅れや深刻化につながる恐れがあるため、地域コミュニティにおける多様なつながりを生まれやすくする仕組み、環境整備が求められています。

¹ 80歳代の高齢の親と同居する無職やひきこもり等の50歳代の子どもが抱える生活困窮などの課題

(2) 計画の目指す姿

本計画は、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超え、自分の住む地域を住みやすくするために、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えて「丸ごと」（＝包括的に）つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指すものです。（参考：「我が事・丸ごと」の地域づくり-厚生労働省）

地域福祉計画（第四期）策定に当たっては、地域での見守り、気付き、つながり合う環境づくりという当事者意識の醸成に重点を置く計画にすることで、高齢、障がい、児童の各分野に共通する理念や方針、取組を進めるための方向性等を示し、個別計画の上位計画としての位置付けを明確にします。

なお、本計画でいう地域福祉活動は、民生委員児童委員や社会福祉協議会など法の下に位置付けられる団体や市内各地で活動する自治会活動はもちろんのことですが、ボランティア活動や、趣味のサークル活動、スポーツ活動も含み、普段の生活で気付く範囲のことも含みます。

【地域福祉を支える仕組み】

市民や民間事業者が日常生活、業務の中で、いつもと違う、何か様子が変わった人に気が付いたら、民生委員児童委員や地域で活動する団体等に知らせるなど、地域で行う見守り行動(穏やかな見守り)

↓ 気付く・知らせる

民生委員児童委員、老人クラブ、ボランティア等地域で活動する人々が、安否確認や声掛けが必要な人に対して訪問や声掛け等によって行う見守り行動

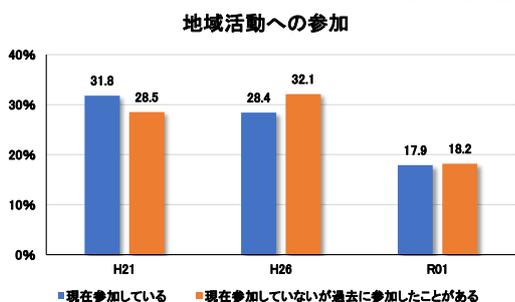
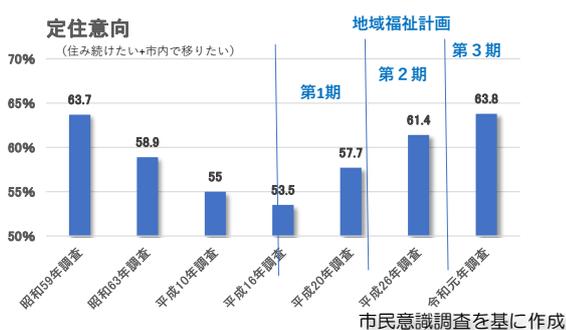
↓ つなぐ

認知症、虐待、障がいなど専門的な個別支援が必要な人に、地域包括支援センター、医療機関、市役所等の専門機関の職員が、専門的な知識や技術をもって行う支援等

5 市民アンケートについて

地域福祉計画（第四期）策定のための基礎資料とすることを目的に、市民アンケート調査を実施し、市民の地域福祉に関する意識や実態を把握しながら、課題や問題点を整理しました。

これまでの市民意識調査や今回のアンケート結果から、市民の定住意向は高まっているものの、地域活動への参加は減少傾向にあることがわかっています。このことは、地域関係の希薄化の表れの一部であると考えています。一方で、災害時における地域の重要性や年齢を重ねることで生活支援が必要になるといった認識を持っていることがわかりました。



なお、アンケート結果の概要及び分析については、巻末資料の「Ⅱ 市民アンケート結果について」及び「Ⅳ 市民アンケート調査報告書 概要版<抜粋>」として掲載しています。

6 地域について

地域福祉で考える「地域」には、隣近所のような小さな集まりや自治会など、機能や役割、対象、規模などに応じた広がりがあります。

また、対象となる年齢層や取組分野によっては、自治会連合会区、小学校区、中学校区、日常生活圏域など、基本となる圏域や対象とする区域の設定があります。

多様化する地域課題に対応するためには、これらの様々な枠組みを認識することが大切です。

	枠組みの種類	説明
1	近 隣 (隣近所、自治会の班など)	隣近所の付き合いや地域住民相互の協力により、支援が必要な人を把握し見守りや日常生活支援等を行う基礎的な範囲
2	自治会	13地区の自治会連合会があります。 ※令和3年1月現在
3	コミュニティセンター	8館あります。 ※令和3年1月現在
4	日常生活圏域	誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、住み慣れた地域を「日常生活圏域(圏域)」として6圏域を定めています。圏域ごとに地域包括支援センターを設置しています。
5	市 域	130,803人 ※令和3年1月1日現在

第1章

計画策定に当たって